商工中金テレホンバンキング取引規定

- この規定は、当金庫と「商工中金テレホンバンキング申込書」(以下「申込書」といいます。)により、商工中金テレホンバンキング(以下「本サービス」といいます。)を申込んだ個人のお客さまご本人(以下契約者といいます。)とのテレホンバンキング取引(以下「本取引」といいます。)についての取扱いを記載したものです。
- 契約者は、平成22年5月11日以降、商工中金が同日よりサービスを開始する「商工中金ダイレクト」のサービスの1つとして、「本サービス」を引続きご利用になれます。
- 契約者が、「商工中金ダイレクト」の「本サービス」以外のサービスをご利用になる場合は、別途「商工中金ダイレクト申込書」による申込が必要となります。
- この規定では、契約者名義の保護預りのワリショー、リッショー、リッショーワイドを債券 といいます。
- 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において「本取引」を 利用するものとします。

第1条 テレホンバンキング取引

「本取引」は、契約者が当金庫指定の電話番号に架電して行う次の取引をいいます。なお、「本取引」 は保護預り口座取引および総合口座取引のある取引店毎に行うものとします。

また、「本取引」はプッシュ式回線でご利用になれます。ただし、ダイヤル回線でも「トーン信号切替ボタン」でトーン信号を発信できる場合には、「本取引」をご利用になれます。

(1)残高照会

(2)振替取引

振替取引は振替元と振替先が同一店内同一お客様番号(または「契約者番号」)の場合に限ります。

A. 預金振替取引

普通預金(総合口座普通預金を含みます。)、債券買入預金間の振替取引。

B. 定期預金取引

総合口座普通預金からの以下の定期預金の預入取引。

- a. 新型定期預金 (マイハーベスト)
- b. 自由金利型定期預金 (M型) 〈愛称:スーパー定期〉 (通帳式) 〈単利型〉
- c. 自由金利型定期預金 (M型) 〈愛称:スーパー定期〉 (通帳式) 〈複利型〉
- d. 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 〈愛称:スーパー定期〉 (通帳式) 〈単利型〉
- e. 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 〈愛称:スーパー定期〉 (通帳式) 〈複利型〉
- f. 自由金利型定期預金〈通称:大口定期〉(通帳式)
- g. 自動継続自由金利型定期預金〈通称:大口定期〉(通帳式)

なお、定期預金の預入額、預入期間、利息計算方法、満期時の取扱い方法、中間利息の取扱い方法、 課税方法等は、テレホンバンキングで選択・指定が可能な当金庫所定のものに限ります。

(3)振込取引

当金庫所定の方法によりあらかじめ登録された、当金庫または他の金融機関の国内本支店における

預金口座(以下「登録先口座」といいます。)への振込取引(以下「振込取引」といいます)。 なお、「振込取引」にあたっての振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる資金相 当額(以下「振込資金等」といいます。)の支払は、契約者名義の保護預り口座取引および総合口座 取引にてお預りしている債券、預金に限定いたします。また、「振込取引」については本規定のほか、 別に定める「商工中金テレホンバンキング振込規定」等により取扱います。

(4)運用方法の変更

A. 債券の乗換中止取引

同額タイプ・増額タイプ・組合せタイプにおける償還日の到来する債券の自動乗換中止取引。

B. 定期預金の自動継続中止

総合口座をお持ちの契約者は、定期預金の満期時のお取扱いを自動継続から自動解約に変更できます(ただし、テレホンバンキングで指定が可能な当金庫所定のものに限ります)。自動解約に変更した場合、解約元利金は一律、契約者の総合口座普通預金に入金されます。

(5)予約取引および予約取引の解除

本条本項第2号振替取引、同第3号「振込取引」に係る予約取引(以下「予約取引」といいます。)、 および予約実行日の前営業日(当金庫の定める所定の受付時間)までに申出のあった予約取引の解除 (以下「予約取引の解除」といいます。)。なお、予約取引の手続きが可能となる時期・時間は、取 引内容によって異なります。

また、本条本項第2号振替取引のうち、定期預金取引について、受付日時によっては、予約取引や翌 営業日の取扱いが制限されます。

(6)総合口座当座貸越の精算

第2条 本人確認等

当金庫は、電話により「本取引」の申込を受けたときは、電話により「本取引」を申込まれた方が、 契約者ご本人であることの確認を次の方法により行い、契約者ご本人であることを確認できた場合に のみ「本取引」を行います。

- (1)契約者は、「本取引」を開始するにあたって申込書を提出し、その際、当金庫に対し本人確認のための暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)を届出るものとします。
- (2)当金庫は「申込書」の提出を受けた契約者に対して契約者カードを発行します。契約者カードには当金庫で登録した本契約者固有の番号(以下「契約者番号」といいます。)、確認番号(以下「確認番号」といいます。)が記載されておりますので、厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意して下さい。
- (3)当金庫は電話によって契約者から通知された契約者番号、暗証番号と、当金庫が契約者のものとして登録・管理している契約者番号、暗証番号の一致をコンピュータシステムにより照合します。また、前記第1条第1項第2号振替取引、第3号振込取引、第4号運用方法の変更、第5号予約取引および予約取引の解除の際には、契約者番号、暗証番号に加えて、契約者の電話機のボタン操作によって通知された確認番号の一部と、当金庫が契約者のものとして登録・管理している確認番号との一致をコンピュータシステムにより照合します。
- (4)当金庫が本条本項第3号の照合をして取扱った上は、契約者からの申出がない限り、声質や声質から判断される性別等による本人確認は行いません。
- (5)当金庫が本条本項第3号の照合をして取扱った上は、暗証番号等につき、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害等については、当金庫は責任を負いません。暗証番号および契約者カ

- ードは「本取引」において非常に重要なものですので、厳重に管理し、他人に教えたり、紛失、盗難に遭わないよう十分注意して下さい。なお、当金庫から暗証番号や確認番号をご連絡したり、本条による本人確認以外で暗証番号や確認番号をお聞きすることはありません。
- (6)当金庫が本条本項第3号の手続きにより契約者本人であることを確認できず、その結果、当金庫が「本 取引」を行わないことにより契約者について何らかの損害が生じても、その損害については、当金庫 は責任を負いません。
- (7)契約者カードを紛失した場合、盗難された場合、暗証番号を他人に知られた場合には、速やかに商工中金ダイレクトバンキングセンター、または当金庫所定の営業時間外窓口まで届出て下さい。当金庫へ届出て所定の手続きを行う前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

契約者カードを再発行した場合は、再発行した契約者カードが、「本取引」における唯一真正なカードとし、その他の契約者カードはすべて無効とします。

また、後日契約者カードを発見した場合には契約者の責任において破棄して下さい。契約者カードの 再発行に関し、後日何らかの損害が生じても、当金庫は後記第10条に該当する場合を除き責任を負い ません。

(8)契約者が届出と異なる暗証番号または、確認番号の入力を当金庫所定の回数連続して行ったときは、当金庫は「本取引」の取扱いを中止します。

第3条 取引申込の受付

- 1. 契約者は、「本取引」の申込内容をオペレーターに正確に伝えて下さい。当金庫は申込内容をコンピュータシステムに入力し、その内容にしたがい取引を行います。
- 2. 本条第1項によりコンピュータシステムに入力された契約者の申込内容を音声ガイドに従って契約者が確認し、その内容が契約者の意思を正確に記録したものと判断のうえ、契約者が電話機のボタン操作により「取引内容確認」の入力を行ったときに、「本取引」についての申込を受付けたものとします。
- 3. 当金庫はお取引証、通帳、および払戻請求書等の提出を受けることなく、本条第2項により受付けた取引を行います。
- 4. 当金庫は本条第2項により契約者から受付けた取引申込の内容を録音のうえ相当期間保存します。契約者と当金庫の間で取引内容について疑義が生じた場合は、当金庫が保存する録音内容を正当なものとして取扱います。

第4条 取引の成立

1. 前記第3条により受付けた契約者の取引申込の内容にしたがい、当金庫が次の手続きを行ったときに「本取引」についての個々の取引が成立します。なお、新型定期預金(マイハーベスト)の新規受付等における適用金利は、受付時点ではなく取引の実行日の当金庫所定のものを適用します。

(1)振替取引

振替元として指定された預金から振替先として指定された預金に指定された金額を振替記帳したとき。

(2)振込取引

「振込資金等」を預金から受領したとき。

(3)運用方法の変更

指定された運用方法について口座登録したとき。ただし、債券の乗換中止取引については、指定され

た債券の指定された金額を口座登録したとき。

(4)予約取引および予約取引の解除

予約取引について口座登録したとき、または予約取引として口座登録された情報を解除したとき。

- 2. 契約者が申込内容を変更または撤回する場合には、当金庫所定の方法にしたがうものとします。なお、本条第1項の取引が成立した後においては、契約者はその取引を変更または撤回できません。
- 3. 本条第1項の取引を行った場合には、当金庫は契約者に対し「計算書」または「通帳」を、「計算書」または「通帳」が作成されない取引については「取引明細書」を当金庫所定の方法で郵送しますので、直ちに取引内容をご確認下さい。万が一、取引内容に相違がある場合は、速やかにその旨を商工中金ダイレクトバンキングセンターまでご連絡下さい。
- 4. 当金庫より契約者に通知・照会する場合、当金庫所定の書面により届出の住所・電話番号を連絡先と します。連絡先の不備または電話の不通によって通知・照会することができなくても、これによって 生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- 5. 以下の各号に該当する場合、前記第3条により契約者から受付けた取引申込は取消されたものとみなします。
 - (1)振込資金、振替金額等の取引金額と振込手数料等取引にかかる手数料の合計額が、契約者名義の預金 口座の支払可能残高(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)または、契約者が指定した 支払口座(以下「支払口座」といいます。)の残高を超えるとき。
 - (2)「支払口座」、または振替入金口座が解約済のとき。
 - (3)後記第7条第3項、第4項、第5項に該当しているとき。
 - (4)その他当金庫が支払を不適当と認めたとき。

第5条 届出事項の変更等

- 1. 申込書の届出事項に変更が生じたときは、直ちに当金庫所定の手続きを行って下さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 2. 契約者から届出のあった住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着、または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第6条 手数料

「本取引」にかかる利用手数料および諸手数料は、別途定めるものとします。なお、当金庫はこの利用手数料および諸手数料を契約者に事前に通知することなく改定もしくは新設することがあります。

第7条 解約

- 1. 「本取引」は当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約 の通知は5営業日前(解約日を含みます。)までに書面で行うものとします。
- 2. 当金庫から解約する場合は口頭または書面による通知によって行います。当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。
- 3. 契約者名義のすべての保護預り口座取引、総合口座取引を解約したときは、「本取引」は解約したものとみなします。
- 4. 契約者が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当金庫からの通知によって、「本取引」を解約します。
 - (1)契約者が届出と異なる暗証番号、確認番号の入力を当金庫所定の回数連続して行い「本取引」が中止

となり、当金庫が所定の手続きをとったとき。

- (2)住所変更の手続きを怠るなどにより、契約者の行方が不明となり、当金庫から契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
- (3)契約者がこの規定または当金庫との他の取引約定に違反したとき。
- (4)その他「本取引」を維持することが困難と判断される事由が生じたとき。
- 5. 契約者が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当金庫からの通知がなくても、「本取引」を 解約することができるものとします。
 - (1)支払の停止、または破産、再生手続開始の申立があったとき等、債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てがあったとき。
 - (2)契約者の預金その他当金庫に対する債権について仮差押通知、保全差押または差押命令通知が発送されたとき。
 - (3)相続の開始があったとき。
 - (4)当金庫からの郵便物の送付を不要扱いにしたとき。
 - (5)成年後見制度利用者となったとき。
- 6. 「本取引」を解約しても、すでに有効に成立している「本取引」にはなんら影響は及びません。
- 7. 本条第2項、第3項、第4項および第5項の解約の結果、契約者に損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
- 8. 解約時の「契約者カード」の取扱い

本条第1項から第5項の場合、当金庫から特に返却の請求がない限り「契約者カード」は契約者ご本人の責任で破棄して下さい。

第8条 免責事項

- 1. 次の各号の事由により「本サービス」の取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
 - (1)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
 - (2)当金庫または金融機関等の共同システム運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - (3)当金庫以外の金融機関、その他の第三者の責に帰すべき事由があったとき。
- 2. 契約者は「本サービス」のご利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線等の通信経路の特性および「本サービス」で当金庫が講じる安全策等について了承しているものとみなします。
- 3. 当金庫が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより暗証 番号等や取引情報等が漏洩したことにより生じた損害について当金庫は後記第10条に該当する場合を 除き責任を負いません。
- 4. 「本サービス」に使用する機器(以下、「取引機器」といいます。) および通信媒体が正常に稼動する環境については契約者の責任において確保して下さい。当金庫は、当契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- 5. 申込書類等に使用された印章と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いを行った場合に、これらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことにより生じた 損害について当金庫は後記第10条に該当する場合を除き責任を負いません。

6. 当金庫が発行した「契約者カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、他人(当金庫職員を除きます)が「契約者カード」に記載の「契約者番号」「確認番号」を知り得たとしても、そのために生じた損害については当金庫は後記第10条に該当する場合を除き責任を負いません。

第9条 取引の受付時間等

「本取引」の受付時間および「本取引」の対象となる取扱商品の種別、取引可能な手続き、取引金額の制限等については、当金庫が別途定めるものとします。

第10条 暗証番号等の盗用による損害

- 1. 暗証番号等の盗用により、他人に「本サービス」を不正に利用され生じた取引については、契約者の 責めによらず生じ、かつ当金庫所定の事項を満たす場合、契約者は当金庫に対し当該取引に係る損害 (手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
- 2. 当金庫は契約者の請求が本条第1項に定める内容であることを確認のうえ、当該取引に係る損害を限度として補てんするものとします。

第11条 顧客情報の取扱い

- 1. 「本サービス」のご利用に関し、当金庫は契約者の情報を「本サービス」の提供に必要な範囲に限り、当金庫の子会社、関連会社、業務委託先、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。
- 2. 当金庫は、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは監督官庁により、契約者の情報提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとします。

第12条 契約期間

「本取引」の契約期間は、契約日から1年間とし、特に契約者または当金庫から事前に書面による申出のない限り、契約期間終了の翌日から1年間更新されるものとします。更新後も同様とします。

第13条 規定の変更

- 1. この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 2. この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第14条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の他の約款・規定等により取扱います。

第15条 権利譲渡等の禁止

「本取引」にもとづく契約者の権利は、譲渡質入れすることはできません。

第16条 合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当金庫本店または「支払 指定口座」の取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。